

5/31
早稲

テロ情報事前取得不明

「共謀罪」根拠の条約締結でも

犯罪の合意を処罰する「共謀罪」の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正案は二十日、参院法務委員会でも本格的に審議入りした。政府は共謀罪創設の根拠とする国際組織犯罪防止条約を締結すれば「テロを未然に防げる」と強調しているが、この日は、条約締結でテロに関する事前情報が他国から得られるかという質問に明確な答弁をしなかった。法案や条約がテロ対策となる根拠が不明確で、与党議員からも厳しい指摘が上がった。

(山田祐一郎)

参院法務委 外務省が明言避ける

自民党の古川俊治氏が、条約締結の具体的な意義をただした。法務省の林真琴刑事局長は「直接顔が見える形での関係づくりができて、情報交換に非常に大きなメリットになる」と必要性を説明した。

だが、事件が発生していない段階で危険人物などの情報交換が可能かどうかと

いう質問に対し、外務省の審議官は十秒ほど言葉に詰まり、「条約と離れて言えば、一般的な情報交換は可能」と明言を避けた。

また、五輪などの大規模イベントが開催される際は、組織的犯罪集団が人身取引やテロを行う機会となる可能性があることに対し、外務省は「過去のイベ

ント開催地であった事件で、犯人がいつごろどのように入国したかは把握していない」と答弁。古川氏は「事前防止に捜査共助が役に立たなければ(条約の)意

義をなさない」と批判した。午前中は安倍晋三首相が出席した質疑があった。これまで安倍首相は「東京五輪・パラリンピックが開催できないと言っても過言ではない」と「共謀罪」法案や条約締結の必要性を説明。だが、この日は「テロ実行には資金を集めることが不可欠で、資金源を断つことはテロ防止に不可欠だ。東京五輪を成功させるため、テロ行為を防止する

ために条約が重要なのは常識だ」とテロへの間接的な影響を強調するにとどま